

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第8号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	別表第2（第3条関係） [略] 21の4 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略] (6) 法第10条第2項（法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。）の設置等の実施制限期間の短縮 (7) 法第11条（法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）の氏名の変更等の届出の受理 (8) 法第12条第3項（法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）の地位の承継の届出の受理 (9)～(25) [略] (26) 法第18条の15第1項及び第2項の特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理	別表第2（第3条関係） [略] 21の4 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略] (6) 法第10条第2項（法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。）の設置等の実施制限期間の短縮 (7) 法第11条（法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の氏名の変更等の届出の受理 (8) 法第12条第3項（法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の地位の承継の届出の受理 (9)～(25) [略] (26) 法第18条の17第1項及び第2項の特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理 (27) 法第18条の18第1項の特定粉じん排出等作業に係る措置の命令

- (27) 法第18条の16の特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更の命令
- (28) 法第18条の19の特定粉じん排出等作業の基準適合等の命令
- (29) 法第18条の23第1項の水銀排出施設の設置の届出の受理
- (30) 法第18条の24第1項の一の施設が水銀排出施設となった際の届出の受理
- (31) 法第18条の25第1項の水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理
- (32) 法第18条の26の水銀排出施設の計画の変更等の命令
- (33) 法第18条の29第1項の水銀排出施設の構造の改善等の勧告
- (34) 法第18条の29第2項の水銀排出施設の構造の改善等の命令
- (35) [略]
- (36) [略]
- (37) [略]
- (38) [略]
- (39) [略]
- (40) [略]

21の5 削除

- (28) 法第18条の18第2項の特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更の命令
- (29) 法第18条の21の特定粉じん排出等作業の基準適合等の命令
- (30) 法第18条の28第1項の水銀排出施設の設置の届出の受理
- (31) 法第18条の29第1項の一の施設が水銀排出施設となった際の届出の受理
- (32) 法第18条の30第1項の水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理
- (33) 法第18条の31の水銀排出施設の計画の変更等の命令
- (34) 法第18条の34第1項の水銀排出施設の構造の改善等の勧告
- (35) 法第18条の34第2項の水銀排出施設の構造の改善等の命令
- (36) [略]
- (37) [略]
- (38) [略]
- (39) [略]
- (40) [略]
- (41) [略]

21の5 大気汚染防止法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務

- (1) 法第6条第1項のばい煙発生施設の設置の届出の受理
- (2) 法第7条第1項の一の施設がばい煙発生施設と

北上市

なった際の届出の受理

(3) 法第8条第1項のばい煙発生施設の構造等の変更の届出の受理

(4) 法第9条のばい煙発生施設の計画の変更等の命令

(5) 法第9条の2の特定工場等の指定ばい煙の処理の方法の改善その他の措置の命令

(6) 法第10条第2項（法第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。）の設置等の実施制限期間の短縮

(7) 法第11条（法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の氏名の変更等の届出の受理

(8) 法第12条第3項（法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）の地位の承継の届出の受理

(9) 法第14条第1項のばい煙発生施設の構造の改善等の命令

(10) 法第17条第2項のばい煙発生施設又は特定施設の事故の状況の通報の受理

(11) 法第17条第3項のばい煙発生施設又は特定施設の事故の拡大又は再発の防止の措置の命令

(12) 法第17条の5第1項の揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理

(13) 法第17条の6第1項の一の施設が揮発性有機化合物排出施設となった際の届出の受理

(14) 法第17条の7第1項の揮発性有機化合物排出施

設の構造等の変更の届出の受理

(15) 法第17条の8の揮発性有機化合物排出施設の計画の変更等の命令

(16) 法第17条の11の揮発性有機化合物排出施設の構造の改善等の命令

(17) 法第18条第1項の一般粉じん発生施設の設置の届出の受理

(18) 法第18条第3項の一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理

(19) 法第18条の2第1項の一の施設が一般粉じん発生施設となった際の届出の受理

(20) 法第18条の4の一般粉じん発生施設の基準適合等の命令

(21) 法第18条の6第1項の特定粉じん発生施設の設置の届出の受理

(22) 法第18条の6第3項の特定粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理

(23) 法第18条の7第1項の一の施設が特定粉じん発生施設となった際の届出の受理

(24) 法第18条の8の特定粉じん発生施設の計画の変更等の命令

(25) 法第18条の11の特定粉じん発生施設の構造の改善等の命令

(26) 法第18条の17第1項及び第2項の特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理

(27) 法第18条の18第2項の特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更の命令

<p>[略]</p>	<p>(28) <u>法第18条の21の特定粉じん排出等作業の基準適合等の命令</u></p> <p>(29) <u>法第18条の28第1項の水銀排出施設の設置の届出の受理</u></p> <p>(30) <u>法第18条の29第1項の一の施設が水銀排出施設となった際の届出の受理</u></p> <p>(31) <u>法第18条の30第1項の水銀排出施設の構造等の変更の届出の受理</u></p> <p>(32) <u>法第18条の31の水銀排出施設の計画の変更等の命令</u></p> <p>(33) <u>法第18条の34第1項の水銀排出施設の構造の改善等の勧告</u></p> <p>(34) <u>法第18条の34第2項の水銀排出施設の構造の改善等の命令</u></p> <p>(35) <u>法第26条第1項の報告の徴収又は立入検査</u></p> <p>(36) <u>法第27条第2項の行政機関の長からの通知の受理</u></p> <p>(37) <u>法第27条第3項の行政機関の長に対する措置の要請</u></p> <p>(38) <u>法第27条第4項の行政機関の長からの通知の受理</u></p> <p>(39) <u>法第27条第5項の行政機関の長との協議</u></p> <p>(40) <u>法第28条第2項の関係行政機関の長等に対する協力の要請又は意見の陳述</u></p> <p>[略]</p>
------------	--

[略]	
52 [略]	[略]
53 <u>岩手県食の安全安心推進条例（平成22年岩手県条例第37号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（主たる事務所が一の市町村の区域内にある特定事業者に係るものに限る。）</u> <u>（1） 条例第19条第1項の自主的な回収の着手の報告の受理</u> <u>（2） 条例第19条第2項の自主的な回収の終了の報告の受理</u> <u>（3） 条例第19条第4項の自主的な回収の措置の変更等の指導</u>	<u>盛岡市</u>
54 [略]	[略]

[略]	
52 [略]	[略]
53 [略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年6月1日から施行する。